



**発行**  
 公益社団法人千葉県LPガス協会広報委員会  
 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1  
 TEL 043-246-1725  
 FAX 043-243-6781  
 E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp  
 https://www.chibalpg.or.jp  
 毎月10日は保安の日

# 令和6年度 第1回理事会開催！！

公益社団法人千葉県LPガス協会は、去る令和6年4月19日(金)午後3時より、令和6年度第1回理事会を会場とWEBの併用にて開催しました。

同会は鶴沢副会長の開会の辞で開会し、小倉会長と県産業保安課の新井課長の挨拶から始まり、議事に入りました。議事は、慎重審議の結果、全議案が原案どおり承認され、中野副会長の閉会の辞により閉会しました。

**議題1 第3回定時社員総会の諸準備事項について (審議事項)**  
 第3回定時社員総会の諸準備事項を資料に基づき説明し、承認されました。

**議題2 役員改選に伴う理事・監事の選任について (審議事項)**  
 今年度は任期満了に伴う役員改選期であるため、3月19日に開催された第1回役員等候補選出委員会にて選出された次期理事・監事について、総会へ上程することを審議し、承認されました。

**議題3 役員改選に伴う業務執行理事等の選任について**  
 議題2同様、役員改選期であるため、第1回役員等候補選出委員会にて選出された業務執行理事について総会終了後に開催する理事会へ上程することを審議し、承認されました。

**議題4 令和6・7年度委員会構成等について (審議事項)**  
 令和6・7年度委員会構成を資料に基づき説明し、総会終了後に開催する理事会へ上程することについて審議し、承認されました。

**議題5 令和6年度情報収集訓練について (審議・依頼事項)**  
 災害時においても、協会から会員各位へ情報伝達ができるように支部連絡網の周知徹底及び習熟度を高め、有事発生の場合に備える(協会・支部・会員事業所間の連絡体制強化)ことを目的として、標記訓練を毎年継続して実施しております。  
 今年度の訓練内容について資料に基づき説明し、承認されました。訓練時期は8月下旬頃となります。

**議題6 令和7年度以降の啓発イベントについて (審議事項)**  
 令和4年度より始めた標記イベントについて、これまで3支部ごとの合同開催によって実施してまいりました。しかし今後の実施方法について見直しが必要であるため、令和7年度以降の実施方法と支部持ち回り順について資料に基づき説明し、承認されました。

**※変更後の啓発事業持ち回り順**

年度	該当支部	
令和7年度	香取	単独開催
令和8年度	銚子	単独開催
令和9年度	長夷	単独開催
令和10年度	安房、木更津	※新たな組合せ
令和11年度	千葉、市原	
令和12年度	船橋、市川	
令和13年度	松戸、野田、柏	
令和14年度	印旛、香取	
令和15年度	海匝、銚子	
令和16年度	山武、長夷	

**議題7 自主行動基準の一部改訂について (審議事項)**  
 LP法改正に伴い、当協会の自主行動基準を下記のとおり一部改訂することについて審議し、承認されました。

改訂版 自主行動基準 (※赤字部分が改訂箇所)
<p><b>自主行動基準</b></p> <p>公益社団法人千葉県LPガス協会会員事業者は、倫理規程に基づき、定款に定める目的に係る事業を行うに際しての自主行動基準を次のとおり策定し、これを公表<u>公約し</u>、遵守することによりお客様の期待に応えます。</p> <p>(取引の適正化)                      第3条 会員事業者は、エネルギーの供給や器具の販売契約などの際には、関係法令を遵守し、次の事項を遵守することにより、取引の適正化に努めます。                      (1) お客様への勧誘、販売に際し虚偽や不実の内容を告げることとはしません。                      (2) お客様との各取引に際し、契約の判断に影響を及ぼす重要事項について、必ずお客さまに告知します。                      (3) お客様への勧誘に際し、お客様を威迫し、困惑させる等の行為はしません。                      (4) お客様が選択を誤ることの無いよう、品質、価格等に係わる広告・表示について関連諸法令を遵守します。                      特に、2024年4月に公布される液石法関係改正省令による以下の3点の規制について留意し、遵守します。                      ① 過大な営業行為の制限                      ② 三部料金制の徹底                      ③ LPガス料金等の情報提供                      (5) お客様とのエネルギー供給契約締結前に、お客様に対し供給条件や解約条件、保安に係わる情報等を提供します。</p>

**議題8 その他**  
**(1) 取引適正化に関する法改正に伴う会員向け説明会について**  
 議題7で触れたLP法改正について、改正内容を会員に周知するため、会員向け説明会を県指定保安講習会時に開催することを審議し、承認されました。  
 なお、県指定保安講習会は、WEB形式メイン、会場(ガス石油会館)2回で実施します。  
 ※会場実施日：6月12日(水)、26日(水)

**業界最新情報は協会ホームページから！**

# お知らせコーナー 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

## 1 令和6年度の防災危機管理部産業保安課保安対策室の配置について

4月1日の人事異動により、防災危機管理部産業保安課保安対策室液化石油ガス担当の職員の交代があり、以下の配置になりましたのでお知らせします。

### 保安対策室

副課長(兼)保安対策室長 長瀬 尚樹

主 幹 小高 健二

### 液化石油ガス担当(担当地区)

主 査 龍頭 克典(千葉・市原管内)

副主査 熊谷 基樹(印旛・長生・夷隅・君津管内)

副主査 塩原 崇史(東葛飾・安房管内)

技 師 橋本 佳輔(葛南・香取・海匠・山武管内)

## 2 令和6年度 液化石油ガスの事故防止に関する消費者保安啓発用ポスターの募集

液化石油ガス(LPガス)による事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるためには、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識をもつことが大切です。

県では、毎年10月を「液化石油ガス消費者保安月間」と定め、液化石油ガスの保安に関する各種啓発行事等を行っています。

その一環として、県内の小学生・中学生から、消費者保安啓発用ポスターを募集します。

【応募資格】千葉県内の小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒

【締切】令和6年9月初旬

【発表】令和6年10月初旬

通学している小学校、中学校、特別支援学校を通して、下記まで提出していただきます。

【提出先】〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 防災危機管理部 産業保安課 保安対策室 宛

電話：043-223-2737

最優秀賞、優秀賞、優良賞の受賞者については、令和6年10月開催予定の千葉県高圧ガス保安大会において表彰し、受賞者の作品を千葉県産業保安課ホームページ上で公開します。

各販売事業者におかれましては、児童・生徒や、その保護者の方々に、当ポスターの募集について広報下さるようお願いいたします。

◆県産業保安課ホームページ URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/>

## LPガスの商慣行を是正する為のLP法改正について

1面記事の議題7と8(1)で触れました「LP法改正」についてですが、法第16条第2項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、LPガスの商慣行を是正するため、経産省より交付されました。主な改正事項は以下の通りです。

### (1)【過大な営業行為の制限】令和6年7月2日施行

LPガス事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

#### 1. 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止

#### 2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

★商慣行見直しに向け、各LPガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それを経済産業省資源エネルギー庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化するための取組を実施しております。詳細は全国LPガス協会のHPにて掲載しておりますので、会員の皆様はぜひご協力をお願いします。

全国LPガス協会への報告書書式

[https://www.chibalpg.or.jp/member/pdf/zenL/2024/0426\\_jishutorikumisengen.pdf](https://www.chibalpg.or.jp/member/pdf/zenL/2024/0426_jishutorikumisengen.pdf)

### (2)【LPガス料金等の情報提供】令和6年7月2日施行

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

1. 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
2. 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

### (3)【三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)】

令和7年4月2日施行

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底
2. 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
3. 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

(注) 上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用(既存契約は早期移行努力義務)。

# 第29回 青年委員会通常総会を開催！！

青年委員会（山口裕嗣委員長）は、去る5月16日（木）午後3時30分より、第29回通常総会を会場形式とWeb形式の併用で開催しました。

総会は島田幹事の司会により小沢副委員長の開会の辞で幕を開けました。

山口委員長からのあいさつの後、高橋監査人が議長に就任し、議事について審議が行われ、全議案が異議なく承認されました。

改選により、新執行部が右表の通り決定し、新委員長の片岡委員長よりあいさつをいただきました。

また、今回で柏支部（有）足達商店の足達さん、山武支部（株）多幸屋本店の今関さん、海匝支部（有）高野燃料店の高野さんの3名が卒業されました。

来賓の小倉会長からご祝辞をいただき、その後、片岡新委員長の閉会の辞で幕を閉じました。

総会終了後には、カグラペーパーテック株式会社の米田春彦様による「自然災害に備えたLPガス非常用発電機」を演題とした記念講演を実施いたしました。

役職名	支部名	氏名	事業所名
幹事	市川	吉田 直矢	ミライフ(株)市川店
	松戸	山口 裕嗣	(有)東屋商店
	印旛	高見 陽二	(有)高見商店
	海匝	片岡 大輔	(株)松伊燃料店
	海匝	伊藤 悠	(有)伊藤博俊商店
	香取	高木 英樹	(資)高木英次商店
	安房	高橋 幸丸	丸高ライフエナジー(株)
監査人	長夷	齋藤 浩俊	齋藤液化ガス(株)
	印旛	島田 哲也	(有)島田商会
	安房	小沢 晶太	(有)小沢商店

委員長	海匝	片岡 大輔	(株)松伊燃料店
副委員長	印旛	高見 陽二	(有)高見商店
〃	安房	高橋 幸丸	丸高ライフエナジー(株)

## 青年委員会 廃棄ガスメーター回収運動の回収品目の拡充！！

青年委員会は、平成12年度から「社会貢献」を目的とし、独自事業として行っている廃棄ガスメーター回収運動を実施しております。

今回、右写真のような調整器及び集合装置についても回収のご要望があったことから回収品目を拡充しました。

廃棄するガスメーター及び調整器及び集合装置がありましたら、協会まで是非ご連絡をお願いいたします。

また、回収業者の「こだまのいえ」が「株式会社河村」へ社名が変更となりました。



## 7月は 保険契約更改です！

LPガス事業者賠償責任保険の契約更改は、各支部で右記の日程で開催します。

今年度の保険契約更改は**保険料の引き上げや個人情報漏えい賠償特約の一新など内容が大きく変わります。**詳細は協会から6月中旬以降に発送するオレンジ封筒にて必ずご確認ください。

また、保険更改は振込での手続きも可能ですのでぜひご利用ください！

※銀行振込を希望される場合は、事前に協会事務局まで連絡し、トン数等を記入した加入依頼書をFAXもしくはメールで送って下さい。内容確認後、振込金額及び振込先口座をお知らせいたします。

以上、ご協力のほど何卒お願いいたします。

### ◆令和6年度 保険契約更改手続き日程

月日	受付時間（予定）	該当支部	会場
7/3（水）	10：00～11：30	長夷	日東エネルギー(株)茂原営業所（2階会議室）
	14：30～16：00	山武	東金文化会館（会議室2）
4（木）	10：00～11：30	安房	南総文化ホール（小会議室）
10（水）	10：00～11：30	香取	コンパス（研修室2）
	14：30～16：00	印旛	成田国際文化会館（会議室3）
12（金）	10：00～11：30	野田	さわやかワーク野田（第1研修室）
	14：30～16：00	柏	柏市消防本部（会議室）
18（木）	10：00～11：30	木更津	君津市民文化ホール（ギャラリー）
	14：30～16：00	市原	市原市市民会館（会議室3）
22（月）	10：00～11：30	千葉	千葉県ガス石油会館（5階会議室）
24（水）	10：00～11：30	海匝	旭市海上公民館（2階会議室）
	14：30～16：00	銚子	銚子簡易ガス事業協同組合（2階会議室）
25（木）	10：00～11：30	松戸,市川★	流山市文化会館（予定）
	14：30～16：00	船橋	船橋市勤労市民センター（第2講習室）

★市川支部は、船橋勤労市民センターでも構いません。

# 幸運のタクシー

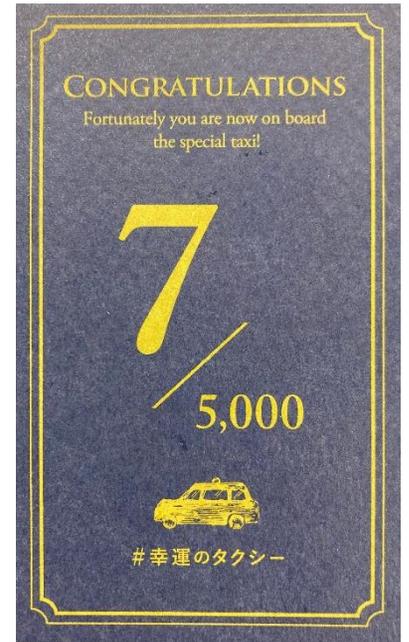
## 卸売支部長 笹田 佳裕

最近都内でタクシーを利用する機会が何回かありました。車に乗った時に当たり前のことだと思いますが、条件反射の様に元気な挨拶があります。「乗車いただき有難うございます、どちらまででしょうか？」この短いセンテンスを聴くだけで気分が良くなります。お客さまを迎え、気持ちよくタクシーを利用してもらいたいという姿勢が伝わってきます。

以前から感じていたことですが、地域性、個人の資質もあるとは思いますが、千葉でタクシーを利用すると挨拶もなく、行き先を告げてもそれに対する返答もないケースが多々あります。我々ガス事業者も、日々いろいろな対応を行い接点強化、お客さまとのパイプをどうしたら太く出来るかを実践しています。

つい先ごろ、ある出先の拠点でお客さまとトラブルになるケースがありました。お客さまに電話を入れると、矢継ぎ早に質問形式で、イエス or ノーで回答しろと仰せられ、結局1時間ほど電話した後に状況を伺うことが出来ました。殆どの場合そうですが、初期対応に問題がありそのことが要因となりその後の対応も納得がいかないケースに繋がりがちです。初期対応の中でも、実行した事、発した言葉もその要因になります。今回も、電話のやり取りの中でお客さまが感じた印象からトラブルにつながった案件でした。

タクシーの話に戻りますが、都内において直近で乗車した時の事、いつもに増して丁寧なあいさつがあり、行き先を告げると「この辺は地理に疎いので、道をご指示いただけますか？」との返事。行き先が近く慣れた処だったので、喜んで行き先に向け、指示を出しました。到着後に、スイカで支払いを済ませ最後にまた、丁寧なあいさつがあった後、名刺サイズのカードを渡されました。「お客さまに乗車いただいた、この車は日本交通5,000台の内7台しかない幸運の車両です。お客さまに幸運が訪れることをお祈りします。」



## テールゲートリフター (TGL) 特別教育座学講習会をWEBにて開催！！

昨年度実施した、テールゲートリフター (TGL) 特別教育講習会を内容変更して実施いたします。

昨年度は6ヶ月以上の実務経験を有する者としていたところを、今年度は経験の無い方を対象とした特別教育の内容になっています。(経験の有る方も受講は可能ですが、その方も講習時間に省略はありません。)

実技教育については、座学には含まれていないため、各事業者において行っていただくこととなります。

開催日程は今年度開始予定となり、詳細は準備ができ次第当協会ホームページにて掲載いたしますので、適時当協会ホームページにてご確認をお願いいたします。

### 【受講料 (座学)】

6,000円 (税込) / 1受講者あたり

### 【実技補助教材】

10,000円 (税込) / 1事業者あたり

(例) 1事業者から2人受講する場合

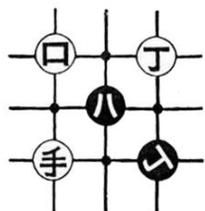
6,000円×2+10,000円=22,000円

### 【講習時間 (座学)】

4時間

※実技教育は各事業者にて2時間実施する必要があります。

なお、上記実技補助教材使用の場合は1時間30分となります。



某製薬会社が製造した紅麹配合サプリメントを摂取した人が健康被害を訴えている問題が世間を騒がせております。死亡

事例に加え多数の健康被害が判明しており、食の安全が揺らぐ責任の重い事件となっていました。

今回の紅麹サプリメントは発酵食品の一種に分類されると思いますが、「発酵」とは微生物の活動によって食べ物が人間にとって有益に変化することを言い、人間にとって悪い変化になることを「腐敗」といいます。つまり「発酵」と「腐敗」は微生物側から見れば全く同じ活動ですが、人間側から見れば有益か有害かで健康に影響する

ので、徹底した管理が必要となるのです。

そもそも紅麹菌とは麹の字が付きますが、麹菌ではなく、モナスカスと呼ばれる種に属するカビです。また紅麹菌は全てが悪者ではなく、その中に毒性物質シトリニンをつくる種がいて、今般の事件の紅麹菌はたまたまこの物質をつくるものだったわけです。この毒は腎臓に作用し腎疾患をもたらすことがわかっております。カビ毒の研究は発展途上で、まだまだ解明されていない部分もあり原因究明も含め今後の研究が望まれます。

一方、日本酒、焼酎、味噌、醤油、味醂、米酢、甘酒、酒粕などをつくる麹菌は全く安全な菌です。紅麹菌とは似て非なるもので遺伝的にはヒトとサルぐらい違うそうです。和食とは切っても切れないこの麹ですが、その

歴史はかなり古く8世紀にまでさかのぼります。千年以上もの間、試行錯誤して日本人が連綿と引き継いできた日本特有の安全な発酵食品で「国菌」にも認定されている麹は、安心して食することができ、さらには免疫力を高めることができる食品です。

転じて、我々の業界も保安業務を怠ると今回の件と同様、最悪死亡事故に繋がってしまう危険性ははらんでおります。今一度襟を正し、日々の業務に励み、お客様から信頼される販売店に、「安心・安全」なエネルギーとして選ばれる業界になれるよう活動しようと思っております。出来事でした。

※『発酵の教科書』(金内誠・IDP 出版)より一部引用

木内 正義 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！